

新規上場申請のための半期報告書

(第6期中)

自2024年6月1日
至2024年11月30日

株式会社アクセルスペースホールディングス

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿
【提出日】	2025年7月10日
【中間会計期間】	第6期中（自2024年6月1日 至2024年11月30日）
【会社名】	株式会社アクセルスペースホールディングス
【英訳名】	Axelspace Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 中村 友哉
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本町三丁目3番3号
【電話番号】	03-6262-6105
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 折原 大吾
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本町三丁目3番3号
【電話番号】	03-6262-6105
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 折原 大吾

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1 事業等のリスク	3
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
3 経営上の重要な契約等	5
第3 提出会社の状況	6
1 株式等の状況	6
(1) 株式の総数等	6
(2) 新株予約権等の状況	6
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	13
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	13
(5) 大株主の状況	14
(6) 議決権の状況	14
2 役員の状況	15
第4 経理の状況	16
1 中間連結財務諸表	17
(1) 中間連結貸借対照表	17
(2) 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書	18
中間連結損益計算書	18
中間連結包括利益計算書	19
(3) 中間連結キャッシュ・フロー計算書	20
2 その他	25
第二部 提出会社の保証会社等の情報	26

[期中レビュー報告書]

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第6期 中間連結会計期間	第5期
会計期間	自2024年6月1日 至2024年11月30日	自2023年6月1日 至2024年5月31日
売上高 (千円)	921,637	2,110,676
経常損失 (△) (千円)	△359,644	△2,509,711
親会社株主に帰属する 中間（当期）純損失 (△) (千円)	△385,160	△3,174,278
中間包括利益又は包括利益 (千円)	△385,160	△3,174,278
純資産額 (千円)	4,593,586	4,976,627
総資産額 (千円)	6,655,367	7,353,280
1株当たり中間（当期）純損失 (△) (円)	△8.88	△85.72
潜在株式調整後1株当たり中間 （当期）純利益 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	69.0	67.7
営業活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	△1,841,993	△2,579,367
投資活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	△19,235	△980,814
財務活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	102,512	6,434,453
現金及び現金同等物の中間期末 （期末）残高 (千円)	2,471,336	4,242,383

- （注） 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 当社は2024年9月17日開催の取締役会において、2024年10月17日を効力発生日として普通株式1株につき200株の割合で株式分割することを決議いたしました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり中間（当期）純損失を算定しています。
3. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純損失については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価を把握できないため、また、1株当たり中間（当期）純損失のため記載しておりません。
4. 当社は、第5期中については中間連結財務諸表を作成していないため、第5期中に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動也没有ありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（I部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前中間連結会計期間については中間連結財務諸表を作成していないため、前年同中間連結会計期間との比較分析は行っておりません。

（1）財政状態及び経営成績の状況

①経営成績の状況

当社グループは「Space within Your Reach～宇宙を普通の場所に～」というビジョンのもと、小型衛星技術のパイオニアとして、宇宙ビジネスの先頭に立ち続けることで、従来の宇宙利用の常識を打ち破り、地球上のあらゆる人々が当たり前のように宇宙を使う社会を目指しております。当該ビジョンを達成するために、小型衛星の設計・製造・運用をワンストップで請け負うAxelLiner事業と独自の地球観測衛星網から得られるデータを用いて各種サービスを提供するAxelGlobe事業の大きく2つを両輪として事業を拡大してまいります。

当中間連結会計期間における世界経済は、ロシアによるウクライナ侵攻の継続やイスラエル・パレスチナ紛争のエスカレートなどにより緊迫した情勢が続く中、米国では景気後退の懸念が広がり、わが国では為替市場においてこれまでの円安傾向から円高へ転じたことや、東京株式市場において過去に例を見ない乱高下が起こるなど不透明な状況が続いています。

このような状況下において、当中間連結会計期間における当社グループのAxelLiner事業では、主に政府系機関からの委託試験研究が進捗し、売上に貢献しております。また、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）（2023年度～2026年度）による「超小型衛星の汎用バスの開発・実証支援」の補助事業者として、小型衛星の量産化を見据えた設計の汎用化、製造の効率化、運用の自律化・自動化についての実証を進めております。

AxelGlobe事業においては、主に既存顧客の維持拡大が進んだことや経済産業省からの委託研究案件の進捗などにより、売上高が増加いたしました。

以上の結果、当中間連結会計期間における売上高は921,637千円、営業損失は1,119,116千円、経常損失は359,644千円、親会社株主に帰属する中間純損失は385,160千円となりました。

各セグメントの業績は以下のとおりであります。

（a）AxelLiner事業

当セグメントにおきましては、政府系機関からの委託試験研究の進捗が貢献し、売上高は761,073千円となりました。また、NEDOからの「超小型衛星の汎用バスの開発・実証支援」の補助事業につき、補助金収入の計上があったことにより、セグメント利益は268,563千円となりました。

（b）AxelGlobe事業

当セグメントにおきましては、主に既存顧客の維持拡大や経済産業省からの委託試験研究の進捗により、売上高は160,564千円となりました。一方、営業活動にともなう販売管理費やサービス開発のための研究開発の計上によりセグメント損失は267,767千円となりました。

②財政状態の状況

（流動資産）

当中間連結会計期間末における流動資産につきましては、前連結会計年度末に比べ698,997千円減少し、6,617,175千円となりました。これは主に、2027年5月期に打上げを予定している中分解能衛星「GRUS-3」の開発・製造のための部材の納品や発注に伴う前払などにより原材料及び貯蔵品が483,756千円、前渡金が600,349千円の増加があった一方で、現金及び預金が1,771,047千円減少したことによるものであります。

（固定資産）

当中間連結会計期間末における固定資産につきましては、前連結会計年度末に比べ1,084千円増加し、38,191千円となりました。これは敷金及び保証金が増加したことによるものであります。

（流動負債）

当中間連結会計期間末における流動負債につきましては、前連結会計年度末に比べ578,148千円減少し1,248,504千円となりました。これは主に、契約負債が183,240千円増加した一方で、前受金が574,570千円、短期借入金が102,883千円減少したことによるものであります。

(固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債につきましては、前連結会計年度末に比べ263,275千円増加し、813,275千円となりました。これは2024年9月26日に締結したみずほ銀行との借入契約の実行により長期借入金が増加したことによるものです。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ383,040千円減少し、4,593,586千円となりました。これは主に、親会社株主に帰属する中間純損失による利益剰余金が385,160千円減少したことによるものであります。

以上の結果、自己資本比率は69.0%となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ1,771,047千円減少し、当中間連結会計期間末には2,471,336千円となりました。

当中間連結会計期間末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、減少した資金は、1,841,993千円となりました。これは主に、増加要因として前受金及び契約負債の増加額344,358千円があった一方で、減少要因として税金等調整前中間純損失383,280千円を計上したこと、補助金収入735,688千円、棚卸資産の増加額483,756千円及び前渡金の増加額600,349千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、減少した資金は19,235千円となりました。これは有形固定資産の取得による支出14,319千円及び無形固定資産の取得による支出4,915千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、得られた資金は102,512千円となりました。これは主に短期借入金が102,883千円減少した一方で、長期借入金が203,275千円増加したことによるものであります。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の重要な会計方針及び見積りについて重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

当中間連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は554,418千円であります。

なお、当中間連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(7) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの将来の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えるリスク要因については、「第2 事業の状況 1 事業等のリスク」に記載しております。

(8) 資本の財源及び資金の流動性について

当社グループにおける主な資金需要としては、AxelLiner事業の運転資金及びAxelGlobe事業のインフラ設備である自社衛星「GRUS次世代機」及び高分解能衛星の開発・製造費用であります。これらの資金需要につきましては、自己資金を基本としつつ、必要に応じて最適な方法による資金調達にて対応する方針であります。

資金の流動性については、財務活動によるキャッシュ・フローを源泉に流動性の確保を図るべく、収益基盤の安定化に努めておりますが、より柔軟かつ安定的な流動性の確保を目的として、追加的な金融機関からの借入その他の負債性の資金調達を行う可能性があります。

3 【経営上の重要な契約等】

当社グループが締結している経営上の重要な契約は、次のとおりであります。

(多額の資金借入契約)

当社は、2024年9月17日開催の取締役会において、以下の借入を実行することを決議し、2024年9月26日付で2,000,000千円の借入契約を締結しております。

(借入1) 主要な契約条件：

借入先：株式会社みずほ銀行

総借入枠：1,000,000千円

資金使途：設備資金

借入利率：基準金利＋スプレッド

契約期間：7年

コミットメント期間：2024年9月30日～2026年9月30日

返済期限：2031年9月30日

担保設定：打上保険等で当社が有する保険金請求債権

財務制限条項：

- a. 2025年5月期決算以降、各年度の決算期末日における連結貸借対照表の純資産の金額を、正の値とすること。
- b. 2027年5月期決算以降、各年度の連結損益計算書の経常損益及び当期損益が、損失とならないようにすること。
- c. 2025年9月末日までに30億円以上のエクイティ調達を実施すること。

(借入2) 主要な契約条件：

借入先：株式会社みずほ銀行

総借入枠：1,000,000千円

資金使途：運転資金

借入利率：基準金利

契約期間：1年(2回の期間1年の延長オプション)

返済期限：2025年9月30日

担保設定：無担保・無保証

財務制限条項：

- a. 2025年5月期決算以降、各年度の決算期末日における連結貸借対照表の純資産の金額を、正の値とすること。
- b. 2027年5月期決算以降、各年度の連結損益計算書の経常損益及び当期損益が、損失とならないようにすること。
- c. 2025年9月末日までに30億円以上のエクイティ調達を実施すること。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	173,560,000
計	173,560,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行 数（株） (2024年11月30日)	提出日現在発行数（株） (2025年7月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	43,390,000	43,390,000	非上場	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式であ り、単元株式数は 100株であります。
計	43,390,000	43,390,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

第8回新株予約権

決議年月日	2024年9月9日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社従業員 9 子会社取締役 1 子会社従業員 16
新株予約権の数（個）※	5,200（注）1・2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 5,200 [普通株式 1,040,000]
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	62,650 [313.25]（注）3
新株予約権の行使期間※	自2026年9月10日 至2034年9月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）※	発行価格 62,650 [313.25] 資本組入額 31,325 [156.63]
新株予約権の行使の条件※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡により取得するには、当社の取締役 会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）5

※ 新株予約権の付与決議日現在（2024年9月9日）における内容を記載しております。新株予約権の付与決議日から提出日の前月末現在（2025年6月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については新株予約権の付与決議日における内容から変更はありません。

- （注）1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、権利を喪失した者の個数及び株式の数は除外しており、新株予約権1個につき目的となる株式数は、新株予約権の付与決議日現在は1株、提出日の前月末現在は200株であります。
2. 新株予約権の割当日後、当社普通株式について株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の

数についてのみ行います。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り捨てるものとします。

3. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項の定義による。）の取締役、執行役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権者が取締役の任期満了若しくは従業員の定年退職により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、新株予約権を行使することができます。
- (2) (1)に規定される条件に加え、新株予約権の行使は、その行使時において、次のいずれかの条件が成就していることを要します。
- a. 当社が発行するいずれかの株式が金融商品取引所若しくはこれに類するものであって外国に所在し国際的に認知されているものに上場され、又は、店頭売買有価証券市場若しくはこれに類するものであって外国に所在し国際的に認知されているものに登録された日から6ヶ月が経過していること。
 - b. 特定の株主、当該株主と議決権を共同で保有している者及び議決権を当該株主と共同で行使することを合意している者により、当社の議決権の過半数が保有されることとなった日から起算して10日以内であること。
 - c. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めなかった場合（以下、「新株予約権買取請求権発生時」という。）であって、組織再編行為の効力発生日の10日前の応当日が到来していないこと。
- (3) 新株予約権者は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合、権利行使期間満了前といえども、直ちに新株予約権を行使する資格を喪失し、当該新株予約権は消滅します。
- a. 新株予約権者が、禁錮以上の刑に処せられた場合
 - b. 新株予約権者が、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (4) 新株予約権の譲渡及び質入れその他の一切の処分は認めないものとします。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の相続はできないものとします。
5. 当社が組織再編行為をする場合において、残存新株予約権の新株予約権者に対し、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づき交付します。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行します。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2に準じて決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記3に準じて決定します。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 新株予約権の行使の条件

前記4に準じて決定します。

(8) 新株予約権の取得事由

新株予約権の取得事由は、下記「6. 新株予約権の取得事由」の定めに従って決定します。

6. 新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権者が前記4(1)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、又は前記4(3)のいずれかに該当する事由が生じた場合、その他理由いかんを問わず権利を行使することができなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができます。
- (2) 当社は次のいずれかに該当する事由が生じた場合、当該新株予約権をその時点での普通株式1株当たりの公正な価格から行使価額を差し引いた額に付与株式数を乗じることにより得られる金額（負数となった場合は0円とする。また、1円未満の端数は切り捨てるものとする。）で取得することができます。
 - a. 特定の株主、当該株主と議決権を共同で保有している者及び議決権を当該株主と共同で行使することを合意している者により、当社の議決権の過半数が保有されることとなった日から10日が経過した場合
 - b. 新株予約権買取請求権発生時であって、組織再編行為の効力発生日の10日前の応当日が到来している場合

第9回新株予約権

決議年月日	2024年9月9日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社従業員 1 子会社従業員 1
新株予約権の数（個）※	8,600 （注）1・2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 8,600 [普通株式 1,720,000]
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	62,650 [313.25] （注）3
新株予約権の行使期間※	自2026年9月10日 至2034年9月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 62,650 [313.25] 資本組入額 31,325 [156.63]
新株予約権の行使の条件※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）5

※ 新株予約権の付与決議日現在（2024年9月9日）における内容を記載しております。新株予約権の付与決議日から提出日の前月末現在（2025年6月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については新株予約権の付与決議日における内容から変更はありません。

- （注）1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、権利を喪失した者の個数及び株式の数は除外しており、新株予約権1個につき目的となる株式数は、新株予約権の付与決議日現在は1株、提出日の前月末現在は200株であります。
2. 新株予約権の割当日後、当社普通株式について株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行います。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り捨てるものとします。

3. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項の定義による。）の取締役、執行役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権者が取締役の任期満了若しくは従業員の定年退職により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、新株予約権を行使することができます。
- (2) (1)に規定される条件に加え、新株予約権の行使は、その行使時において、次のいずれかの条件が成就していることを要します。
- a. 当社が発行するいずれかの株式が金融商品取引所若しくはこれに類するものであって外国に所在し国際的に認知されているものに上場され、又は、店頭売買有価証券市場若しくはこれに類するものであって外国に所在し国際的に認知されているものに登録された日から6ヶ月が経過していること。
 - b. 特定の株主、当該株主と議決権を共同で保有している者及び議決権を当該株主と共同で行使することを合意している者により、当社の議決権の過半数が保有されることとなった日から起算して10日以内であること。
 - c. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めなかった場合（以下、「新株予約権買取請求権発生時」という。）であって、組織再編行為の効力発生日の10日前の応当日が到来していないこと。
- (3) 新株予約権者は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合、権利行使期間満了前といえども、直ちに新株予約権を行使する資格を喪失し、当該新株予約権は消滅します。
- a. 新株予約権者が、禁錮以上の刑に処せられた場合
 - b. 新株予約権者が、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (4) 新株予約権の譲渡及び質入れその他の一切の処分は認めないものとします。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の相続はできないものとします。
5. 当社が組織再編行為をする場合において、残存新株予約権の新株予約権者に対し、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づき交付します。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行します。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2に準じて決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記3に準じて決定します。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予

約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 新株予約権の行使の条件

前記4に準じて決定します。

(8) 新株予約権の取得事由

新株予約権の取得事由は、下記「6. 新株予約権の取得事由」の定めに従って決定します。

6. 新株予約権の取得事由

(1) 新株予約権者が前記4(1)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、又は前記4(3)のいずれかに該当する事由が生じた場合、その他理由いかんを問わず権利を行使することができなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができます。

(2) 当社は次のいずれかに該当する事由が生じた場合、当該新株予約権をその時点での普通株式1株当たりの公正な価格から行使価額を差し引いた額に付与株式数を乗じることにより得られる金額（負数となった場合は0円とする。また、1円未満の端数は切り捨てるとする。）で取得することができます。

a. 特定の株主、当該株主と議決権を共同で保有している者及び議決権を当該株主と共同で行使することを合意している者により、当社の議決権の過半数が保有されることとなった日から10日が経過した場合

b. 新株予約権買取請求権発生時であって、組織再編行為の効力発生日の10日前の応当日が到来している場合

第10回新株予約権

決議年月日	2024年9月9日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社従業員 2 子会社取締役 1 子会社従業員 2
新株予約権の数（個）※	4,000（注）1・2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 4,000 [普通株式 800,000]
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	62,650 [313.25]（注）3
新株予約権の行使期間※	自2024年9月9日 至2034年9月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 63,180 [315.9] 資本組入額 31,590 [157.95]
新株予約権の行使の条件※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）5
新株予約権と引換えに払い込む金銭（円）※	新株予約権1個あたり530

※ 新株予約権の付与決議日現在（2024年9月9日）における内容を記載しております。新株予約権の付与決議日から提出日の前月末現在（2025年6月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については新株予約権の付与決議日における内容から変更はありません。

（注）1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、権利を喪失した者の個数及び株式の数は除外しており、新株予約権1個につき目的となる株式数は、新株予約権の付与決議日現在は1株、提出日の前月末現在は200株であります。また、本新株予約権は、新株予約権1個につき530円で有償発行しております。

2. 新株予約権の割当日後、当社普通株式について株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整します。ただ

し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行います。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り捨てるものとします。

3. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項の定義による。）の取締役、執行役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権者が取締役の任期満了若しくは従業員の定年退職により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、新株予約権を行使することができます。
- (2) (1)に規定される条件に加え、新株予約権の行使は、その行使時において、次の a 乃至 c のいずれかの条件が成就しており、かつ d の条件が成就していることを要する。
- a. 当社が発行するいずれかの株式が金融商品取引所若しくはこれに類するものであって外国に所在し国際的に認知されているものに上場され、又は、店頭売買有価証券市場若しくはこれに類するものであって外国に所在し国際的に認知されているものに登録された日から6ヶ月が経過していること。
- b. 特定の株主、当該株主と議決権を共同で保有している者及び議決権を当該株主と共同で行使することを合意している者により、当社の議決権の過半数が保有されることとなった日から起算して10日以内であること。
- c. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めなかった場合（以下、「新株予約権買取請求権発生時」という。）であって、組織再編行為の効力発生日の10日前の応当日が到来していないこと。
- d. 2025年5月期乃至2029年5月期において、当社の損益計算書に記載された連結売上高が一度でも4,709百万円を超過した場合に本新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合、権利行使期間満了前といえども、直ちに新株予約権を行使する資格を喪失し、当該新株予約権は消滅します。
- a. 新株予約権者が、禁錮以上の刑に処せられた場合
- b. 新株予約権者が、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (4) 新株予約権の譲渡及び質入れその他の一切の処分は認めないものとします。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の相続はできないものとします。
5. 当社が組織再編行為をする場合において、残存新株予約権の新株予約権者に対し、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づき交付します。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とします。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2に準じて決定します。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記3に準じて決定します。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - (6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
 - (7) 新株予約権の行使の条件
前記4に準じて決定します。
 - (8) 新株予約権の取得事由
新株予約権の取得事由は、下記「6. 新株予約権の取得事由」の定めに準じて決定します。
6. 新株予約権の取得事由
- (1) 新株予約権者が前記4(1)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、又は前記4(3)のいずれかに該当する事由が生じた場合、その他理由いかんを問わず権利を行使することができなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができます。
 - (2) 当社は次のいずれかに該当する事由が生じた場合、当該新株予約権をその時点での普通株式1株当たりの公正な価格から行使価額を差し引いた額に付与株式数を乗じることにより得られる金額（負数となった場合は0円とする。また、1円未満の端数は切り捨てるものとする。）で取得することができます。
 - a. 特定の株主、当該株主と議決権を共同で保有している者及び議決権を当該株主と共同で行使することを合意している者により、当社の議決権の過半数が保有されることとなった日から10日が経過した場合
 - b. 新株予約権買取請求権発生時であって、組織再編行為の効力発生日の10日前の応当日が到来している場合

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数 残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年10月4日 (注) 1	普通株式 167,450 A種優先株式 △30,338 B種優先株式 △36,371 C種優先株式 △35,467 C2種優先株式 △10,387 D種優先株式 △54,887	普通株式 216,950	—	100,000	—	12,337,344
2024年10月17日 (注) 2	普通株式 43,173,050	普通株式 43,390,000	—	100,000	—	12,337,344

- (注) 1. 2024年10月4日を期限とした取得請求権行使により、A種優先株式30,338株、B種優先株式36,371株、C種優先株式35,467株、C2種優先株式10,387株、D種優先株式54,887株を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主に普通株式30,338株、B種優先株主に普通株式36,371株、C種優先株主に普通株式35,467株、C2種優先株主に普通株式10,387株、D種優先株主に普通株式54,887株を交付しております。また、同日付で取得したA種優先株式30,338株、B種優先株式36,371株、C種優先株式35,467株、C2種優先株式10,387株、D種優先株式54,887株の全てを消却しております。
2. 2024年9月17日開催の取締役会決議に基づき、2024年10月17日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。

(5) 【大株主の状況】

2024年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%) (注)
31VENTURESーグローバル・ブレイ ンーグロース I 合同会社	東京都中央区日本橋一丁目4番1号	5,935,400	13.68
SMBC-GBグロース1号投資事業有 限責任組合	東京都渋谷区渋谷二丁目17番1号	5,013,000	11.55
中村 友哉	東京都中央区	2,900,000	6.68
永島 隆	東京都中野区	2,260,000	5.21
宮下 直己	東京都江東区	2,260,000	5.21
株式会社SMBC信託銀行（特定運用 金外信託口 宇宙フロンティアフ ァンド）	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 三 井住友銀行東館内	2,194,400	5.06
株式会社Space Compass	東京都千代田区大手町一丁目6番1号	1,916,000	4.42
Kepple Liquidity1号投資事業有 限責任組合	東京都港区虎ノ門五丁目9番1号	1,691,600	3.90
SBI Ventures Three合同会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,494,600	3.44
ジャパン・コインベスト3号投資 事業有限責任組合	東京都港区芝三丁目33番1号	1,371,600	3.16
JPインベストメント1号投資事業 有限責任組合	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	1,371,600	3.16
計	—	28,408,200	65.47

(注) 発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年11月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 43,390,000	433,900	議決権行使において何ら 限定のない当社における 標準となる株式でありま す。なお、単元株式数は 100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	43,390,000	—	—
総株主の議決権	—	433,900	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度に係る定時株主総会終了後、当中間会計期間における役員の異動は以下のとおりであります。

(1) 退任役員

役職名	氏名	退任年月日
取締役 (社外)	青木 英剛	2024年11月30日
監査役 (社外)	百合本 安彦	2024年11月30日

(2) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性 6 名 女性 3 名（役員のうち女性比率33. 3%）

第4【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

当社の中間連結財務諸表は、第一種中間連結財務諸表であります。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、中間連結会計期間（2024年6月1日から2024年11月30日まで）に係る中間連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による期中レビューを受けております。

3. 最初に提出する半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の5－6」の規定に準じて前年同期との対比は行っておりません。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当中間連結会計期間 (2024年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,142,383	3,371,336
売掛金	48,778	36,456
契約資産	242,656	143,465
原材料及び貯蔵品	182,104	665,860
前渡金	1,523,083	2,123,433
その他	177,166	276,622
流動資産合計	7,316,173	6,617,175
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	39,684	39,684
機械及び装置	1,727,779	1,727,779
工具、器具及び備品	167,906	183,826
減価償却累計額	△1,297,652	△1,297,652
減損損失累計額	△637,717	△653,638
有形固定資産合計	—	—
投資その他の資産		
敷金及び保証金	37,097	38,181
その他	10	10
投資その他の資産合計	37,107	38,191
固定資産合計	37,107	38,191
資産合計	7,353,280	6,655,367
負債の部		
流動負債		
買掛金	239,986	162,464
短期借入金	338,218	※1 235,334
未払金	166,223	190,578
未払法人税等	9,584	1,750
前受金	746,827	172,257
契約負債	1,361	184,602
プロジェクト損失引当金	299,669	271,389
その他	24,782	30,127
流動負債合計	1,826,652	1,248,504
固定負債		
長期借入金	550,000	※1, ※2 813,275
固定負債合計	550,000	813,275
負債合計	2,376,652	2,061,780
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	14,190,873	14,190,873
利益剰余金	△9,314,608	△9,699,769
株主資本合計	4,976,264	4,591,103
新株予約権	363	2,483
純資産合計	4,976,627	4,593,586
負債純資産合計	7,353,280	6,655,367

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自2024年6月1日 至2024年11月30日)
売上高	921,637
売上原価	899,156
売上総利益	22,481
販売費及び一般管理費	※1 1,141,597
営業損失(△)	△1,119,116
営業外収益	
受取利息	428
補助金収入	735,688
受取保険料	100,000
その他	2,240
営業外収益合計	838,356
営業外費用	
支払利息	10,561
為替差損	8,307
資金調達費用	60,000
その他	14
営業外費用合計	78,884
経常損失(△)	△359,644
特別損失	
減損損失	※2 23,635
特別損失合計	23,635
税金等調整前中間純損失(△)	△383,280
法人税、住民税及び事業税	1,880
法人税等合計	1,880
中間純損失(△)	△385,160
親会社株主に帰属する中間純損失(△)	△385,160

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自2024年6月1日 至2024年11月30日)
中間純損失(△)	△385,160
中間包括利益	△385,160
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	△385,160

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自2024年6月1日 至2024年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純損失 (△)	△383,280
補助金収入	△735,688
受取利息	△428
受取保険料	△100,000
支払利息	10,561
資金調達費用	60,000
減損損失	23,635
為替差損益 (△は益)	12,330
売上債権及び契約資産の増減額 (△は増加)	111,513
原材料及び貯蔵品の増減額 (△は増加)	△483,756
前渡金の増減額 (△は増加)	△600,349
仕入債務の増減額 (△は減少)	△80,321
未払金の増減額 (△は減少)	22,754
プロジェクト損失引当金の増減額 (△は減少)	△28,279
前受金及び契約負債の増減額 (△は減少)	344,358
その他	△95,196
小計	△1,922,145
利息及び配当金の受取額	428
利息の支払額	△10,561
法人税等の支払額	△9,714
保険金の受取額	100,000
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,841,993
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△14,319
無形固定資産の取得による支出	△4,915
投資活動によるキャッシュ・フロー	△19,235
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△102,883
長期借入れによる収入	203,275
新株予約権の発行による収入	2,120
財務活動によるキャッシュ・フロー	102,512
現金及び現金同等物に係る換算差額	△12,330
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,771,047
現金及び現金同等物の期首残高	4,242,383
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 2,471,336

【注記事項】

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用」)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる中間連結財務諸表に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当中間連結会計期間の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。これによる前連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 当座貸越契約及び限度貸付契約

当社グループは、取引銀行2行と当座貸越契約及び限度貸付契約を締結しております。当中間連結会計期間末における当座貸越契約及び借入未実行残高は、次のとおりであります。

当中間連結会計期間 (2024年11月30日)	
当座貸越極度額	3,000,000千円
貸付限度額	1,000,000
借入実行残高	398,610
差引額	3,601,389

当該当座貸越契約及び限度貸付契約は、当社グループの特定プロジェクトの支出に紐付く契約であります。

※2 財務制限条項

当中間連結会計期間末の借入金のうち、当社と株式会社みずほ銀行との間で締結する金銭消費貸借契約には、以下のとおり財務制限条項が付されております。

2024年9月26日契約(当中間連結会計期間末残高 263,275千円)

- 2025年5月期決算以降、各年度の決算期末日における連結貸借対照表の純資産の金額を、正の値とすること。
- 2027年5月期決算以降、各年度の連結損益計算書の経常損益及び当期損益が、損失とならないようにすること。
- 2025年9月末日までに30億円以上のエクイティ調達を実施すること。

上記いずれかの条項に抵触した場合、借入先の要求に基づき当該借入金を一括返済する可能性があります。なお、当中間連結会計期間末日において、財務制限条項に抵触しておりません。

(中間連結損益計算書関係)

※ 1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当中間連結会計期間
(自2024年6月1日
至2024年11月30日)

従業員給料及び手当	243,571千円
退職給付費用	4,737
研究開発費	554,418

※ 2. 当中間連結会計期間において、当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

当中間連結会計期間 (自2024年6月1日 至2024年11月30日)

用途	場所	種類	金額 (千円)
AxelLiner事業用資産	本社 (東京都中央区)	工具、器具及び備品	4,409
		ソフトウェア	3,215
AxelGlobe事業用資産	本社 (東京都中央区)	工具、器具及び備品	3,480
		ソフトウェア	4,500
共用資産	本社 (東京都中央区)	工具、器具及び備品	8,031

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の事業単位を基準としてグルーピングを行っております。また、本社資産等に関する資産は、共用資産としてより大きな単位で減損損失を認識するかの判定を行っております。

AxelLiner事業用資産及びAxelGlobe事業用資産に関して、使用価値により測定している回収可能価額を見積った結果、将来キャッシュ・フローがマイナスとなることから、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失7,624千円、7,980千円として特別損失に計上しております。

共用資産に関して、より大きな単位で使用価値により測定している回収可能価額を見積った結果、将来キャッシュ・フローがマイナスとなることから、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失8,031千円として特別損失に計上しております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

当中間連結会計期間
(自2024年6月1日
至2024年11月30日)

現金及び預金勘定	3,371,336千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△900,000
現金及び現金同等物	2,471,336

(株主資本等関係)

当中間連結会計期間 (自2024年6月1日 至2024年11月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間連結会計期間（自2024年6月1日 至2024年11月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	合計 (注) 2
	AxelLiner事業	AxelGlobe事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	761,073	160,564	921,637	—	921,637
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	761,073	160,564	921,637	—	921,637
セグメント利益又は損失(△)	268,563	△267,767	796	△360,440	△359,644

(注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額△360,440千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用、資金調達費用及び支払利息等であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない全社共通の管理費用であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、中間連結損益計算書の経常損失(△)と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

当中間連結会計期間に、「AxelLiner事業」セグメントにおいて減損損失を7,624千円、「AxelGlobe事業」セグメントにおいて減損損失を7,980千円、その他全社資産において減損損失を8,031千円計上しております。

(収益認識関係)

当中間連結会計期間（自2024年6月1日 至2024年11月30日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		
	AxelLiner事業	AxelGlobe事業	計
人工衛星等の開発・製造・試験、運用等	2,440	—	2,440
委託試験研究サービス	758,633	104,439	863,073
画像撮影サービス	—	56,124	56,124
顧客との契約から生じる収益	761,073	160,564	921,637
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	761,073	160,564	921,637

(1株当たり情報)

1株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自2024年6月1日 至2024年11月30日)
1株当たり中間純損失(△)	△8円88銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純損失(△)(千円)	△385,160
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失(△)(千円)	△385,160
普通株式の期中平均株式数(株)	43,390,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	2024年9月9日開催の取締役会決議により付与された新株予約権は下記のとおりであります。 ・第8回新株予約権 新株予約権の数 5,200個 (普通株式 1,040,000株) ・第9回新株予約権 新株予約権の数 8,600個 (普通株式 1,720,000株) ・第10回新株予約権 新株予約権の数 4,000個 (普通株式 800,000株)

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価を把握できないため、また、1株当たり中間純損失のため記載しておりません。 2. 当社は2024年9月17日開催の取締役会において、2024年10月17日を効力発生日として普通株式1株につき200株の割合で株式分割することを決議いたしました。期首に当該株式分割が行われたと仮定して「1株当たり中間純損失」を算定しております。

(重要な後発事象)

1. 多額の資金借入

当社は、2025年3月17日開催の取締役会において、以下の借入を実行することを決議し、2025年3月26日付にて、4,000,000千円の借入契約を締結し実行しております。当該借入は期末日後に生じた事象であるため、中間連結貸借対照表には計上しておりません。当該借入は、当社グループにおける運転資金として使用する予定です。

主要な契約条件：

借入先：株式会社三井住友銀行

借入額：4,000,000千円

資金用途：運転資金

借入利率：基準金利＋スプレッド

契約期間：4年

返済期間：2026年4月28日～2029年3月28日

最終返済期限：2029年3月28日

担保設定：無担保

財務制限事項：

- 2025年5月期決算以降、各四半期末日における連結貸借対照表の純資産の金額を、正の値とすること
- 2025年5月期決算以降、各四半期末日における連結貸借対照表の現預金の金額を、20億円以上に維持すること
- 2025年5月期決算以降、各事業年度末における投資キャッシュ・フローの金額を一定金額の範囲内にすること
- 2026年5月末日までに、株式公開を行うか、または30億円以上のエクイティ性の資金調達を行うこと

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年7月3日

株式会社アクセルスペースホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

高木 修

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

小高 由貴

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社アクセルスペースホールディングスの2024年6月1日から2025年5月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年6月1日から2024年11月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アクセルスペースホールディングス及び連結子会社の2024年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

中間連結財務諸表の【注記事項】（重要な後発事象）（多額の資金借入）に記載されているとおり、会社は2025年3月17日開催の取締役会において、会社グループで使用する運転資金として、金融機関から4,000,000千円の資金の借入を実行することを決議し、同月26日に本借入契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上